

公共私連携（地域の共助組織のあり方）について

＜地域の共助組織のあり方＞

- 認可地縁団体について、どのような地域、どのような条件が整っているところでこの制度が多く活用されているのか。例えば、相続人が近くにいないことにより活用されていない資産がある場合など、人口減少が大きい地域におけるコミュニティづくりに有益な制度であると考えられることができるか。
- 地域の課題解決に加え、地域の事業創出を行うような運営組織体について検討できればいいのではないか。これにより、都市部から人材を呼んでくるとか、若者の雇用の場になるなど、地域の枠を超えた連携にもつながるのではないか。
- 認可地縁団体というのは従来型の自治会・町内会が法人格を取得するものだと思うが、1人複役で色々な人が関わっていくような新しい地域運営組織について、本当はNPO法人になればいいと思うが、NPO取得が進まなくて困っているのであれば、認可地縁団体制度をそちらにも用意するという考えもあるのではないか。



- 公共私間の連携についても、課題に対応する連携・協力の仕組みとして十分なのか、例えば、認可地縁団体の仕組みについて、さらに活用するために見直す必要があるのか、事業を念頭においた場合に十分対応しているか、公務員の関係について公共私間の連携といった視点で見た場合にさらに考えるべき点はないか、という視点が必要なのではないか。

非営利の社団に関する法人制度の比較（設立目的と社員資格）

	一般社団法人	特定非営利活動法人	認可地縁団体
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項 ・法律上の制限なし <p>(参考) 旧社団・財団法人 「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないもの」(旧民法第34条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項 ・「特定非営利活動を主たる目的」(特定非営利活動促進法第2条第2項) ・「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」(同法第11条第1項第3号)も定款事項 <p>※「特定非営利活動」 「別表に掲げる活動に該当する活動(20活動)であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」(同法第2条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規約事項 ・「<u>地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため</u>」(地方自治法第260条の2第1項) ・「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること」(同条第2項第1号)が認可要件
	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項（「社員の資格の得喪に関する規定」） （一般社団法人・一般財団法人法第11条第1項第5号） ・法律上の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項（「社員の資格の得喪に関する事項」） （特定非営利活動促進法第11条第1項第5号） ・「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」 （同法第2条第2項第1号イ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約事項（「区域」構成員の資格に関する事項） （地方自治法第260条の2第3項第4号、第5号） ・「その<u>区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</u>」 （同条第2項第3号） ・「当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。」 （同条第4項） ・「<u>正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</u>」 （同条第7項） ・「認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。」 （同条第8項）
社員資格			

地域運営組織の事例（三重県名張市：地縁法人錦生自治協議会）

- **錦生自治協議会**は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との観点から、高齢者サロン事業や、廃止されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売などを実施している。
- **平成24年に、法律上における責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、地縁法人（認可地縁団体）を取得。**

地域概況

- 人口約1,500人
- 面積 11.71km²
- 高齢化率 44.8%
- 奈良県宇陀市に隣接した農村主体の地域
- 加入率は90%以上

市の地域コミュニティ政策

- **平成15年から、従来の補助金を廃止し用途自由な交付金（ゆめづくり地域交付金）制度を創設**
- **概ね小学校区を単位とした「地域づくり組織」を設立**し、地域住民が交付金をもとに自己決定・自己実現を図る仕組みを構築

取組内容

- 錦生自治協議会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との観点から、平成16年に地域住民の思いや願いを反映した「錦生なごやかプラン」、平成22年に「錦生グランドデザイン・2010」を策定し、活力と潤いのあるまちづくり、人づくりを目指している。
- 具体的には、高齢者のサロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室など、様々な事業に取り組んでいる。
- 活動拠点である「市民センター」（旧公民館）について指定管理業務を受託している。



錦生地区で生産されるキノコ「にしきおっ子」

法人化の経緯等

- **平成24年には、法律上における責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、地縁法人（認可地縁団体）としての認可を受けた。**
- 複式簿記が必要な一般社団法人と比べて会計面での事務的負担が少ないことや、市長が認可権者であること等の理由により、地縁法人（認可地縁団体）を選択。認可を受けるにあたり、財産として、国債を取得した。

地域運営組織の事例（島根県雲南市：波多コミュニティ協議会）

- 集落機能を補完する地域自主組織「波多コミュニティ協議会」が、廃校となった小学校を活用した「波多交流センター」の指定管理業務を受託し、高齢者等を中心としたサロンや週に一度の喫茶デーなどを開催するとともに、地域内交通を担い、高齢者等の移動を支援。
- 平成23年に、送迎に必要な車を所有（登記）するため、認可地縁団体を取得。

地域概況

- 人口317人、139世帯
- 高齢化率52.4%（H27）
- 雲南市の南西端に位置する山あいの地区
- 平成20年に小学校が廃校となり活用方法が課題に
- 平成26年に、地区で唯一の個人商店が閉店
- 加入率は90%以上

市の地域コミュニティ政策

- **平成16年の6市町村の合併の際、集落機能を補完する新たな自治組織の確立と地域の主体性に基づく組織化に向けて「地域自主組織」の方向性を提示し、市内全域で地域自主組織が発足**
- 平成24年度から、**従来の補助金を廃止し使途自由な交付金（地域づくり活動等交付金）制度を創設**

波多交流センターの運営

- 平成22年より雲南市から波多交流センターの指定管理業務を「波多コミュニティ協議会」が受託し、買い物に来た高齢者向けサロンや喫茶デーなど、住民の交流につながる様々な取組を実施。

地域内交通「たすけ愛号」の運営

- 高齢者等の移動支援として、「波多コミュニティ協議会」が所有する車「たすけ愛号」で無料送迎を実施。

取組内容

「はたマーケット」の運営

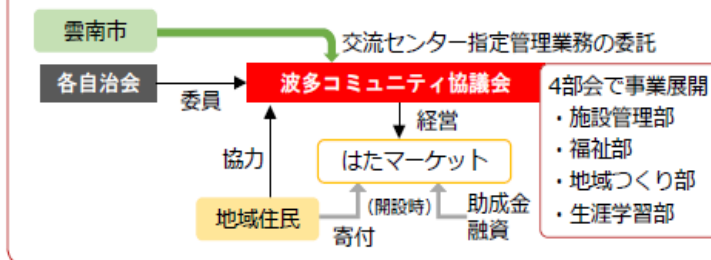
- 平成26年に地区に商店がなくなったことを受け、「波多コミュニティ協議会」が管理する波多交流センター内の教室1室を利用して店舗を開設し、運営を開始。
- 開設以来、採算ベースに乗せて運営。（1日平均売上約5万円）



法人化の経緯等

- **地域内交通を実施する際に、事故等による契約上のリスクを個人に負わすことのないよう、団体名義で車両の保有を検討し、平成23年に認可地縁団体となった。**
- 法人格があることでマーケットの運営にあたり銀行からの融資を受けることができ、酒類販売免許の取得や認可地縁団体名義での契約等ができるようになり団体の活動基盤が安定した。

運営体制



地域運営組織の事例（大分県宇佐市：津房地区まちづくり協議会）

- 「津房地区まちづくり協議会」は、多様化する住民ニーズの対応と、行政区域が広域化しても埋没しない住民主体の強固な地域づくりを目指し、**平成22年に設立**。公共施設や農道、共有林などの管理事業を市から受託することにより、安定的に資金を確保するとともに、住民本位のまちづくりを進める。
- **平成27年に、認可地縁団体の法人格を取得し、地域の共有林を管理・運営**している。

地域概況

- 人口：1,308人
- 地域の少子高齢化・過疎化が進行
- 18の自治区から構成される小学校区は以前より共同で体育祭を開催するなど、まとまりが強い地域
- 加入率は90%以上

市の地域コミュニティ政策

- **平成17年の市町合併を契機に、地域コミュニティ推進**の観点から、「協働のまちづくりビジョン」（平成20年7月）、「宇佐市地域コミュニティビジョン」（平成21年8月）、「協働のまちづくり行動計画」（平成23年3月）を策定
- 平成26年12月に「宇佐市自治基本条例」を制定し、地域コミュニティ組織を段階的に整備。「**地域コミュニティ組織運営交付金**」により支援。

取組内容

地域住民の暮らしのサポート

- 「安心生活お守りキット」（世帯構成、生年月日やかかりつけ医療機関、緊急時連絡先などを記載するシート）を配布し、自宅の所定の場所に保管してもらう
- 買い物代行や見守り支援など、行政サービス外のサポート制度を導入

○ 安定的な資金確保

- 行政の補助金に頼りきりになるのではなく、できるものから着実に取り組み、安定的に資金を確保
- 平成24年より津房老人憩の家（津房温泉）の指定管理を市から受託、自主財源の確保につなげる（平成27年度実績：年間利用者48,000人）
- 木工工房を運営し、地域資源（地元木材と匠の技）を活用した特産品づくり

行政と協働のまちづくり

- 防犯灯や道路標識、カーブミラーなど安全施設の整備・維持状況を全自治区に調査依頼し、行政に対する要望書をとりまとめ



法人化への経緯等

- **認可地縁団体の法人格を取得し、地域の共有林を管理・運営**。間伐事業により収入を得て、一部をまちづくり計画の財源として活用。

地域運営組織の事例（三重県松阪市：柚原町自治会）

ゆのはら

- 松阪市の宇気郷地区内の4自治会の1つである「**柚原町自治会**」が、日用品等販売店舗「コミュニティうきさと みんなの店」と簡易郵便局を運営し、団体間の連携により住民サービスを確保。
- **平成10年に、認可地縁団体の法人格を取得し、土地建物、入会地等を団体名義で保有。**

地域概況

- 人口70人、48世帯、高齢化率54.1%
- 松阪市街から車で約30分の山里にあり、冬季には道路の凍結により孤立することも
- 昭和63年にバス路線廃止の動きがあったが、地域住民の努力により現在も維持
- 平成19年にJAの出張所と行政が受託する簡易郵便局が閉鎖
- 加入率は90%弱

市の地域コミュニティ政策

- **平成17年の合併後**、地域の特色を生かしたまちづくりの推進を目指して**地域ごとに住民協議会の設立を推進**
- 平成23年度末までに**市全域の43地区で住民協議会が設立**

取組内容

店舗「コミュニティうきさと みんなの店」の運営

- **柚原町自治会（認可地縁団体）が日用品や食品、農業用資材等を販売する店舗を運営。**
- 店舗運営にあたり、1世帯1万円、自治会から100万円を出資。地元出身者らも寄付。
 - ・JA出張所の土地建物を借用（後に自治会が購入）
 - ・店員は集落の女性が入替わりで勤務、宅配も実施。
 - ・住民のお茶飲みなど立ち寄りスペースを提供
 - ・路線バスの停留所があり交通結節機能を有する

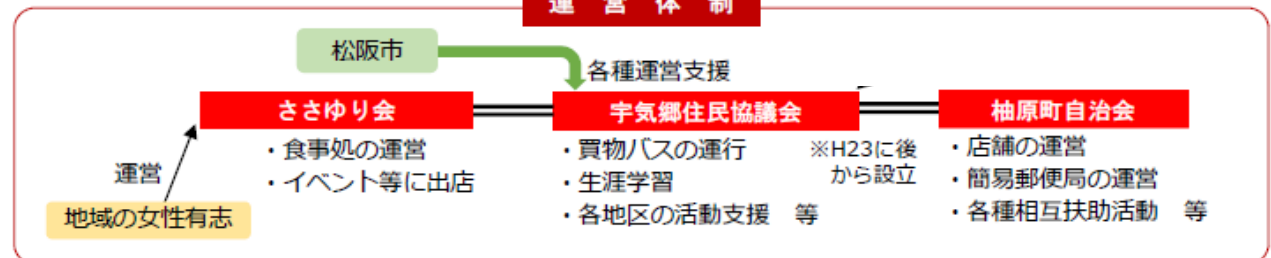
「松阪柚原簡易郵便局」の運営

- 柚原町自治会が簡易郵便局を運営。
 - ・郵便と金融窓口サービスの提供
 - ・郵便局は店舗と一体の建物
 - ・地域住民が職員として従事

法人化への経緯等

- **土地建物、入会地等を団体名義で保有するため**、平成10年に認可地縁団体を取得。その後、お買い物バス運行に使用するワンボックスカーを認可地縁団体名義で所有。
- 認可地縁団体は**市町村長の認可を受けた団体であるため、地域の内外からの信頼が高まり**、店舗の開設に必要な初期費用を集める際も、**全戸から出資を集めることができ、また、地区出身者からの寄附も受けることができた。**

運営体制



地域運営組織の事例（奈良県川上村：一般社団法人かわかみらいふ）

- 川上村が中心となって設立した「**一般社団法人かわかみらいふ**」が、「川上村ふれあいセンター」の指定管理業務を受託して、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、出張診療所、カフェ運営、移動スーパー、コープ宅配代行など、各種生活サービスを提供。
- 川上村ふれあいセンターでの各種事業と、廃業を機に村に寄付されたガソリンスタンドを併せて運営することで、若者の雇用を創出するなど地域内の経済循環を高めながら、村民の暮らしを互いに支え合い続けられる仕組みを構築。

地域概況

- 人口1,407人、798世帯、高齢化率57%（H31）
- 奈良県南東部、吉野川（紀ノ川）の最上流部に位置
- 鉄道駅からのバスは1日4往復（休日運休）、所要約50分
- 山林が約95%を占め、吉野杉の産地として栄え、水源地の森として保全
- 若者の転出に加えその親が呼び寄せられる形で人口が減少
- 高度成長期以降、村内の生活サービス施設が徐々に廃業

取組内容

川上村ふれあいセンターの運営

- 川上村から「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
 - ・図書館分室やコミュニティ自主活動の場の提供
 - ・コミュニティカフェの運営
- 出張診療・地域包括ケアの拠点にもなっている。



移動スーパーの運営・コープ宅配代行

- 隣町にあるスーパーと連携し、食料品などを移動販売車「かわかみらいふ号」で巡回販売。
- コープの宅配も代行し、日用品や生活雑貨などを中心に戸別宅配を実施。

ガソリンスタンドの運営

- 廃業後に川上村が引き継いだガソリンスタンドを「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
- 村民限定サービスによる収益の還元や事業用燃料販売等により、従来、村外に流出していたお金を地域内で循環させることを意識して事業を展開。

訪問見守り・お助け事業の運営

- 移動スーパーに看護師が同行し、高齢者等への声かけ・見守り、生活サポート等を実施。
- 移動スーパーの営業場所で、雪かきや健康教室など、集落の主体的な活動が始まる。

村の地域コミュニティ政策

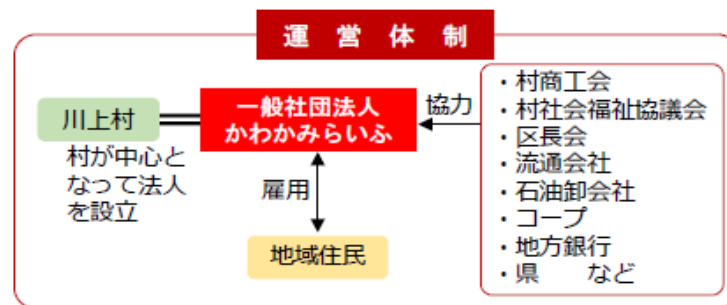
- 平成28年に、移住・定住促進策として、特に東部地域での日常生活の不便さの解消に向けて、**村が中心となって「一般社団法人かわかみらいふ」を設立**

法人化への経緯等

- 移動スーパーや個配事業の受託・契約運行を可能とする観点から、法人化。その中でも、**NPO法人と株式会社との中間の、公益・共益・収益のバランスのとれた一般社団法人を選択した。**

※定款において、法人の目的に賛同して入会した個人又は団体を、一般社団法人の社員とすると規定。実際上は、社員は理事長（村民）と副理事長（村長）の2人。

運営体制



地域運営組織の事例（三重県名張市：一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会）

しょうれんじ

ゆりがおか

- 「**青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会**」は、平成15年4月に設立され、子どもから高齢者までが安心して住み続けられ、出産や育児を機に戻ってきたくなるようなまちづくりを展開。
- **平成22年に、一般社団法人の法人格を取得し、代議制※を導入。**

※定款において、当該地域の居住者、通学者・通勤者、各種団体・法人を協議会の会員としつつ、会員の一定割合が選出される代議員をもって一般社団法人の社員とすることを規定。

地域概況

- 人口：約7,400人
- 名張市の南西に位置し、既存集落の青蓮寺地区に隣接して、昭和57年から百合が丘住宅地の造成が開始。
- 百合が丘住宅地は小学校、市立病院などが立地し、人口が集中。

市の地域コミュニティ政策

- **平成15年から、従来の補助金を廃止し使途自由な交付金（ゆめづくり地域交付金）制度を創設**
- **概ね小学校区を単位とした「地域づくり組織」を設立し、地域住民が交付金をもとに自己決定・自己実現を図る仕組みを構築**

取組内容

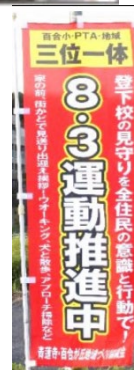
高齢者が生き生きと暮らし続けられるための福祉健康活動

- コミュニティバス「ゆりバス」の運行により、高齢者の交通手段を確保（年間約6,500人が利用）。
- 独居高齢者を中心に、健康的な食事を提供する配食サービス事業「ゆりの花」を実施。
- 平成27年4月に「ふれあいサロンゆこゆこ」を開所。コーヒーサロンやラジオ体操等、高齢者が集い、交流する場や子育て中の親子が交流する場を提供。



子どもたちの健全な育成のための教育文化活動

- 「家庭・学校・地域」が連携して三位一体となって、子どもたちの成長と安全を見守る。
- 午前8時と午後3時に外に出て、散歩や庭の手入れ等をしながら登下校の小学生の安全・安心を見守る「8・3運動」を全戸に呼び掛け。
- 小学校から要望された授業に地域住民が入り、授業の円滑化や学習効率の向上を目的とした学習支援を行う「ほめほめ隊」を展開。



法人化の経緯等

- 平成22年に、法律上における責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、**一般社団法人の法人格を取得**
- 地域の人口が約7,400人と多いことから、法人格の取得にあたっては、**団体の意思決定をスムーズに進めるため一般社団法人を選択し、代議制を導入。**

地域運営組織の事例（埼玉県鶴ヶ島市：NPO法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会）

つるがしま

- 「**NPO法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会**」は、避難所運営のための組織が元となって、平成23年に市内最初の地域支え合い協議会として発足し、高齢者の交流の場としてのサロン活動や声かけ・見守り活動、地域合同防災訓練などを実施。
- **平成25年12月に、法人として責任ある事業活動を行うとともに、徹底した情報公開の下で契約や業務委託を受け事業活動の充実を図るため、特定非営利活動法人化。**

地域概況

- 人口約7,170人、世帯数3,220世帯
- 高齢化率：30.2%（H30）は市内の8つの小学校区の中で最も高い。
- 小学区内には10自治会が存在。

市の地域コミュニティ政策

- 第5次総合計画において、「協働によるまちづくりの推進」を施策として掲げる。
- 地域課題を解決していくために、**地域支え合い協議会の市内全域での設立を目指している。**
- 平成23年4月～平成26年3月にかけて、地域自治・地域支え合い推進担当を新設。

取組内容

- 自治会・小学校等と連携し、地域合同防災訓練を実施。空き教室を活動拠点として利用。
- 高齢者の交流の場としてサロン活動や声かけ・見守り活動を実施
- 地域住民による有償ボランティアを「助け合い隊」として組織化し、高齢者の生活支援を実施・有償ボランティアへの報酬として地元商店街で使える商品券（「ありがとう券」）を発行



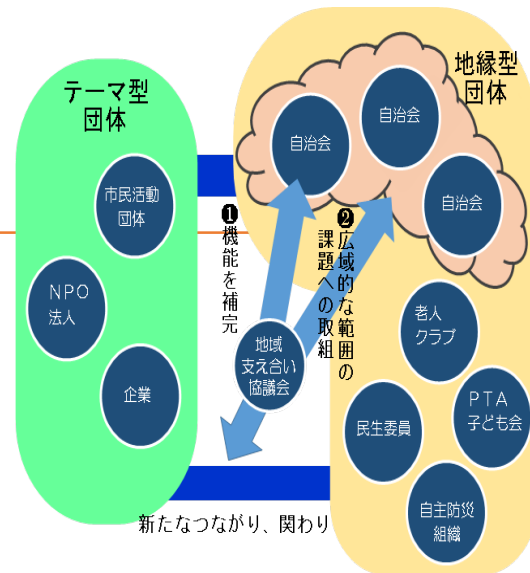
ふれあい体操サロン



災害時要援護者介助誘導訓練の様子

法人化の経緯等

- 地域活動を行う上で、法人として責任ある事業活動を行う、法の下で徹底した情報公開による事業活動を行う、契約や業務委託を受け、事業活動の充実を図る観点から、法人格を取得。
- 市として、「協働によるまちづくりの推進」を掲げ、県の支援事業も活用しながら、**NPO法人等との連携・協働に取り組んできたことから、NPO法人を選択。**



※定款において、法人の目的として、鶴ヶ島第二小学校区及びその近隣地域の住民に対し、地域に係る防災等を行うこと等により、住民が相互に支え合う、誰もが安全で安心して暮らせる新たな地域社会を創造することと規定。

地域運営組織の事例（静岡県浜松市天竜区：NPO法人夢未来くんま）

- 「**NPO法人夢未来くんま**」は、地区内の女性達が農産物の加工施設・体験工房である「水車の里」と食事処「かあさんの店」の運営を開始したことをきっかけに、**地域一体となって、道の駅「くんま水車の里」の運営等に取り組むために、平成12年6月、県の認証を受けて設立された。**地域住民や都市住民との交流促進、生活支援を積極的に展開。

地域概況

- 人口553人、233世帯、高齢化率57%（H31）
- 浜松市天竜区の北西部、愛知県境にあり、23集落が存在
- 林業で栄えた地域で、高度成長期後、林業の衰退とともに人口減少と少子高齢化が進行
- 平成16年に中学校が統廃合。平成17年には12市町村が合併して浜松市となったことで、市役所との距離感が拡大

取組内容

水車部：道の駅「くんま水車の里」の運営

- NPO法人夢未来くんまが、農産物の加工施設・体験工房（水車の里）、食事処（かあさんの店）、物産館（ぶらっと）からなる道の駅「くんま水車の里」を運営。

いきがい部：教育・交流活動の実施

- 地域住民や都市住民との交流を図るまちづくり交流事業を展開。
 - ・毎年6月にホテル月間を開催。
 - ・毎年2月に「大『寒』謝祭」を開催。（1,000人以上が来場） など

しあわせ部：地域福祉事業の実施

- 高齢者の暮らしに寄り添う活動を展開。
 - ・独居高齢者への給食サービス（H12～）
 - ・生きがいサロン「どっこいしょ」（H12～） など

ふるさと部：環境保全活動の実施

- 地域の自然環境を保全し活用する活動を展開。
 - ・子どもを対象とした体験型環境学習を「大栗安の棚田」や「水車の里」「熊平水辺の里」などで開催。
 - ・森林コーディネーター育成講座などを開催。 など



市の地域コミュニティ政策

- 平成24年より「浜松市中山間地域まちづくり事業交付金」などの支援策を実施
- 平成27年に「浜松市中山間地域振興計画」を策定し、地域の実情や課題に対応した支援策を展開

法人化の経緯等

- 営利目的ではなく、**地域のために貢献する目的意識から、NPO法人を選択した。**

※定款において、法人の目的として、熊地区を中心とした周辺地域に対して、都市と山村の交流などの実践活動を行うこと等により、誇りを持ち、心豊かで安心して支え合うことのできる新たなシステムづくりに寄与することと規定。

運営体制

- ・地区内自治会
- ・NPO地区協力員
- ・社会福祉協議会
- ・青年クラブ など

NPO法人夢未来くんま

約74%の
住民が加入

地区住民

- 4つの部で
事業を展開
- ・水車部
 - ・しあわせ部
 - ・いきがい部
 - ・ふるさと部

地域運営組織の事例（新潟県十日町市：株式会社あいポート仙田）

- 「株式会社あいポート仙田」は、農業の後継者不足や JA、店舗の撤退による地域活力低下など地区の状況に危機感を持った有志により、平成22年に設立された。
- 農業支援、高齢者支援、地区の生活支援を中心に事業を展開し、仙田の地・人・風土を愛し、地区民の信頼の下に全員で支えあう意識をもって経営にあたり、地区の「マネジメント法人」として「新たな公」を目指す。

地域概況

- 十日町市仙田地区は、昭和の合併前は仙田村であったが、昭和の合併により川西町となり、平成の合併で十日町市になった山間地域。
- 豪雪地帯で平年の積雪は 3 m に達する。
- 平成21年には J A 支所と A コープが撤退し、日用品確保のための店舗も無くなっていた。
- 地区の状況に危機感を持った住民が、地区の課題を解決する会社の設立を構想し、平成22年3月に、6人の発起人、16人の出資で(株)あいポート仙田を設立。

取組内容

農業支援

- 会社が行う農業支援では、高齢農家にできるだけ耕作をしてもらい、営農が困難になればいつでも耕作を引き受ける方式をとっている。



高齢者支援

- 必要な世帯と屋根雪処理の契約を交わし、有償で屋根雪を手作業で処理している。
- 市の高齢者通所事業が交流施設で行われており、そこに昼食の提供も行っている。



農産物直売所と日用品販売の店舗を開設



高齢者世帯の冬の屋根雪除雪

生活支援

- 店舗は経済的施設というよりは、お年寄りが集まって語る場になることの社会的な意義を強く認識していることから、平成24年7月に指定管理者となっていた市の交流施設（道の駅）において、「ミニスーパー」と「食堂」、「農産物直売所」を開店した。

法人化の経緯等

- N P O 法人では農地を取得できないこと、地域の課題を一様に解決するには、株式会社化して手広く事業を進める必要があったこと、事業の継続性を確保する必要があったことから、株式会社を選択した。

地域運営組織の組織形態と法人化

- 地域運営組織の多くは（法人格を有しない）任意団体であるが、多様な活動実態に応じ、認可地縁団体、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、株式会社など、多様な法人制度が活用されている。
- 法人化のメリットとして、①代表者個人への負担に関する不安の解消、②様々な団体との契約・連携による事業の幅の広がり、③経済面・人材確保の面での安定化、などが指摘されている。

地域運営組織をめぐる様々な不安

多くの事業を展開するようになり、様々な団体と契約を交わし始めたが、会長個人が契約する形で大丈夫だろうか？

寄附を受ける機会が増え、自治体からも指定管理契約や委託事業を受けるようになってきたが、組織としてしっかりしていくべきだが、人手が不足していてそれもままならない。

事業で失敗したり、事故が発生する恐れがあり、今のまま代表者が責任を負うようであれば、リーダーや役員のみが手がいなくなるおそれがある。

法人格を取得することで、

代表者個人への負担に関する不安を解消し、

様々な団体と契約・連携しながら事業の幅を広げ、

経済的にも、組織やリーダーとなる人材の確保の面でも安定して、

地域運営組織を持続させていきやすくなります。

<認可地縁団体の例>

- ・ 錦生自治協議会（三重県名張市）
- ・ 波多コミュニティ協議会（島根県雲南市）
- ・ 津房地区まちづくり協議会（大分県宇佐市）
- ・ 柚原町自治会（三重県松坂市）

<一般社団法人の例>

- ・ 一般社団法人かわかみらいふ（奈良県川上村）
- ・ 一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会（三重県名張市）

<NPO法人の例>

- ・ NPO法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会（埼玉県鶴ヶ島市）
- ・ NPO法人夢未来くんま（静岡県浜松市天竜区）

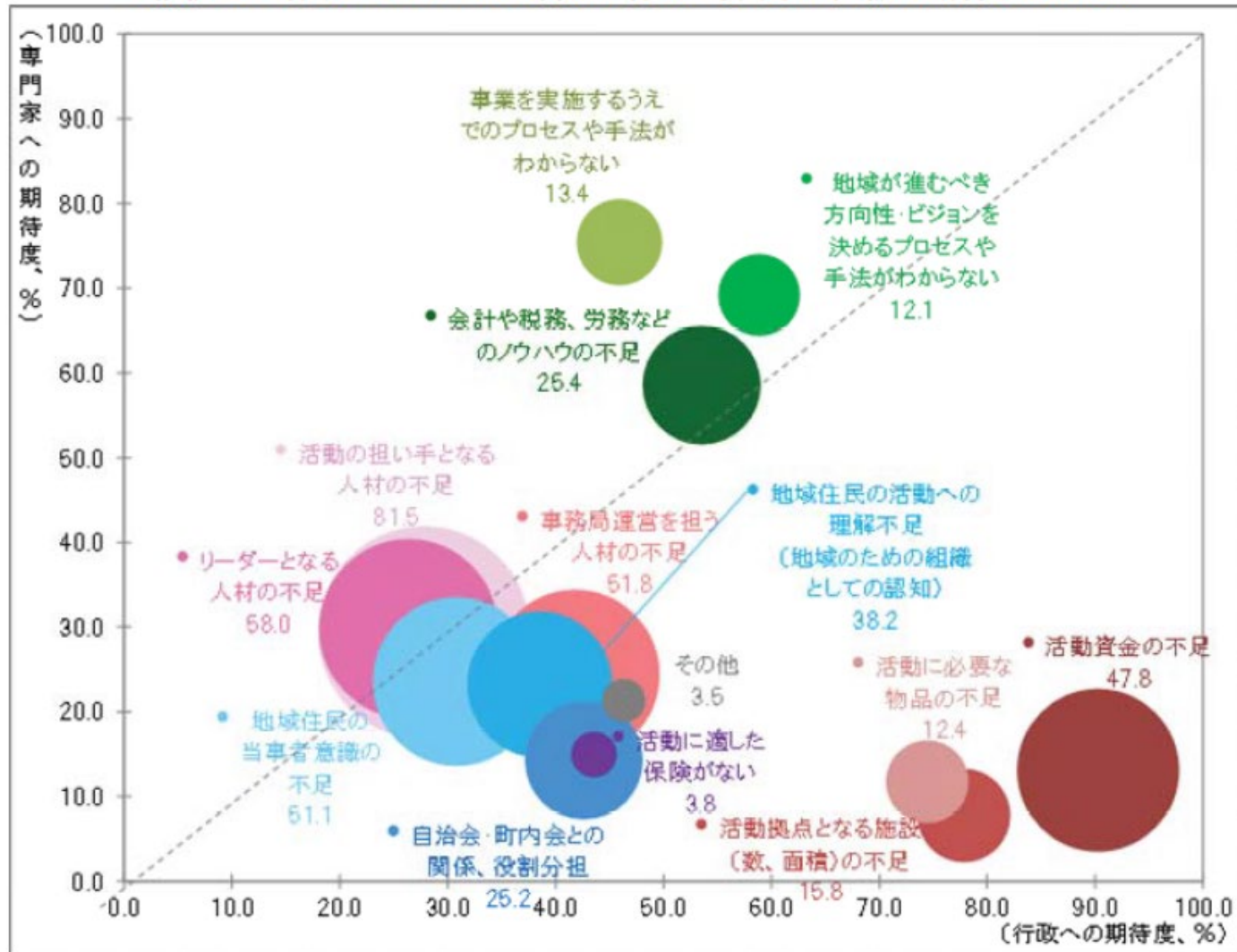
<株式会社の例>

- ・ 株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）

地域運営組織の持続的な運営に向けた課題

- 地域運営組織で生じている人材面・財政面等での課題のうち、行政に対しては、「活動資金」「活動拠点」等の不足に対する支援を期待する傾向が見られ、専門家に対しては、「ビジョン形成や事業実施のプロセス」「会計、事務」等のノウハウ・手法に関する支援を期待する傾向が見られる。

《継続的に活動していく上での課題、行政・専門家の支援に期待するもの》



地域運営組織等に関する主な要望について

要望年度	要望団体等	要望趣旨	要望内容
平成28年 11月	小規模多機能 自治推進ネット ワーク会議 代表 雲南市長 速水 雄一	地域運営組織の制 度的な位置づけ	地域運営組織を制度的に位置 づけるための法制度の創設について 要望する。（地域運営組織の法 人化）
令和元年 7月	全国町村会	地域運営組織の設 立・運営の支援	地域課題の解決に向けた取組を 行うため、地域運営組織を設立・ 運営する場合の経費について、十 分な財政支援を行うこと。 また、地域運営組織の活動の活 発化や、法人化した場合に必要と なる人材の育成・確保について、的 確な支援を行うこと。

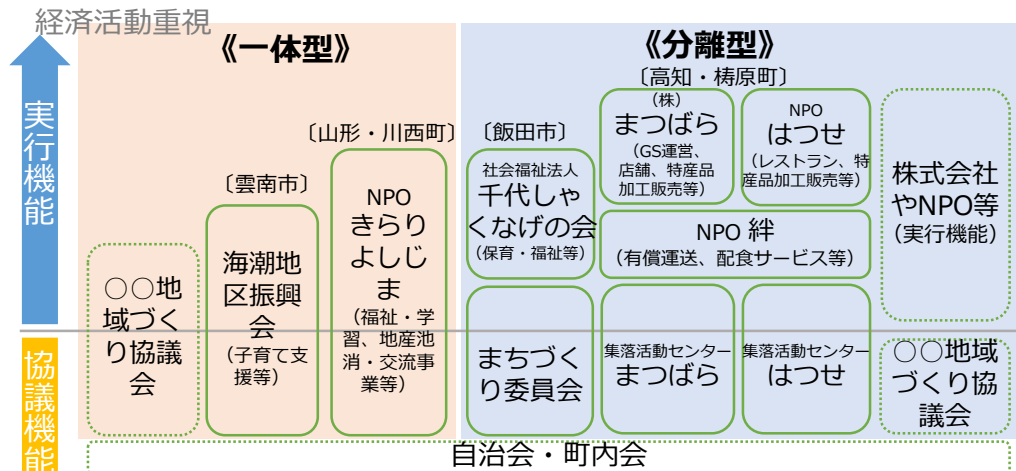
1. 地域運営組織の考え方

(1) 地域運営組織の現状

- 全国494市町村で1680団体が活動（H28年度総務省調査）
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等の高齢者の暮らしを支える活動が多い
- 子育て支援や児童教育、公民館活動による生涯学習等の社会教育を担う事例もある

(2) 地域運営組織の分類

- 地域運営組織は、
 「**協議機能**（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と
 「**実行機能**（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、**協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」**と**協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」**がある
- 地域運営組織の活動事例の分類



(3) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域住民の生活の質を向上させていくため、**地域住民が自らの必要性に基づいて組織**するもの
- 基本理念：**自分たちでできることは自分たちで行う**
- 自主的な活動に基づく組織であり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合は、権利能力を持たせるため**法人格を取得する必要性が増大**

地域運営組織の基本的要素

- ① 行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属する
- ② 経済活動を含む地域の共同活動を行うこと
- ③ 一定の区域を基礎とした組織であること

- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがる

地域運営組織の設立に必要な環境

- ① 地域住民の当事者意識の醸成
- ② 地方公共団体のサポート
- ③ 財源・制度・人材等の組織設立を促す条件整備

- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

(1) 法人化の推進

- 地域運営組織の活動は多様であり、これまでもNPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社等の多様な法人制度が活用されているが、現行法人制度の有効活用に加え、多様な法人類型の整備の検討が必要



● **認定NPO法人**：活動の進捗によりNPO法人は、認定NPO法人の取得とその優遇措置の活用が望ましい

● **地域住民主体型のNPO法人**：NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容されるため、積極的な活用が望ましい（NPO法の解釈の明確化）

● **社会的利益追求を目的とした営利法人**：地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる

● 地縁型組織の法人格

既存の法人制度を参考にしつつ、経済活動を行う地縁型組織の法人化を促進する上で現行の制度に不足している点があるかどうか、また、どのような制度にしていくことが望ましいか、検討する必要がある

【検討の留意点】

- 設立目的：地縁型組織が経済活動を行うために必要な権利能力を取得することができるようにすることが望ましい
- 構成員：区域のすべての住民が構成員になることができ、地域の相当数の住民が主体となって構成することが不可欠
区域外の住民や各種団体と適切な連携を図りつつも、議決権を有する構成員は地域の住民に限ることが適当
- 地域代表性：地域で活動している既存の法人活動を排除することのないよう特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度の創設は慎重な検討が必要
- ガバナンス：構成員が多数になる場合には、総代会のような意思決定の仕組みを設けることも考えられる
活動の多様性を踏まえ、一律に計算書類等の作成の義務付けを行うことは適当ではないが、経済活動を行う場合、取引の安全、第三者保護の観点から一定の書類等について作成・公開を行う仕組みも考えられる

まち・ひと・しごと創生本部「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」
 「地域の課題解決を目指す地域運営組織 – その量的拡大と質的向上に向けて – 最終報告」概要③

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

(2) 人材の育成・確保（地域づくりの自覚の形成や、スキル磨き）

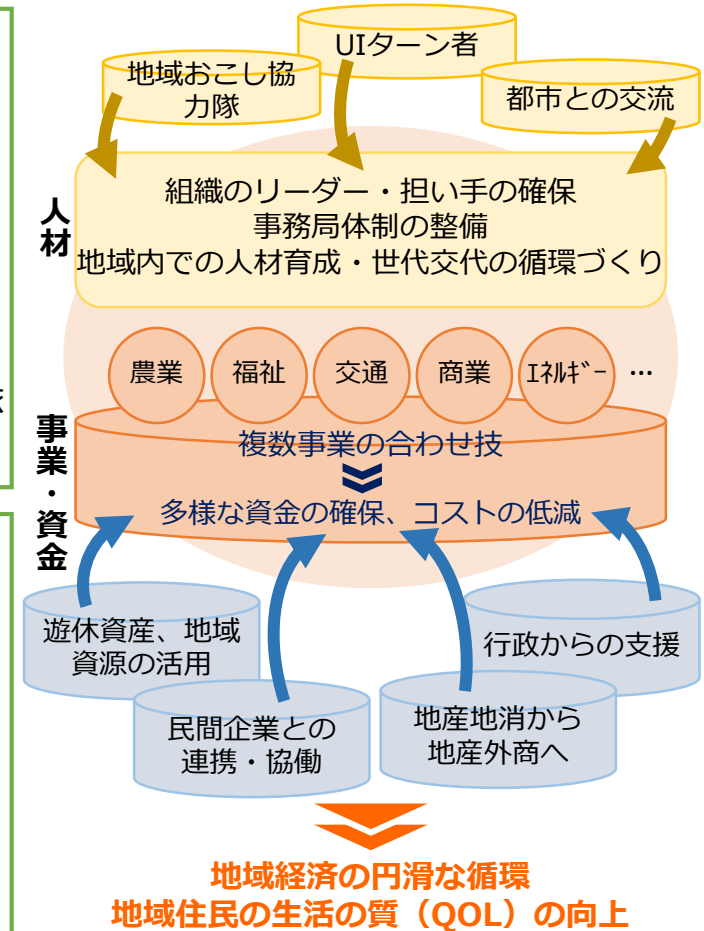
- ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進のため、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効
- UIターン者の呼び込み、地域資源を活用した都市との交流、地域おこし協力隊等の活用を図るべき

(3) 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- ただし、行政や外部組織からの支援に全面的に依存するのではなく、自力による多様な資金の確保策の検討が必要。地域貢献活動を行う民間企業との連携・協働も重要
- 複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

(4) 事業実施のノウハウ

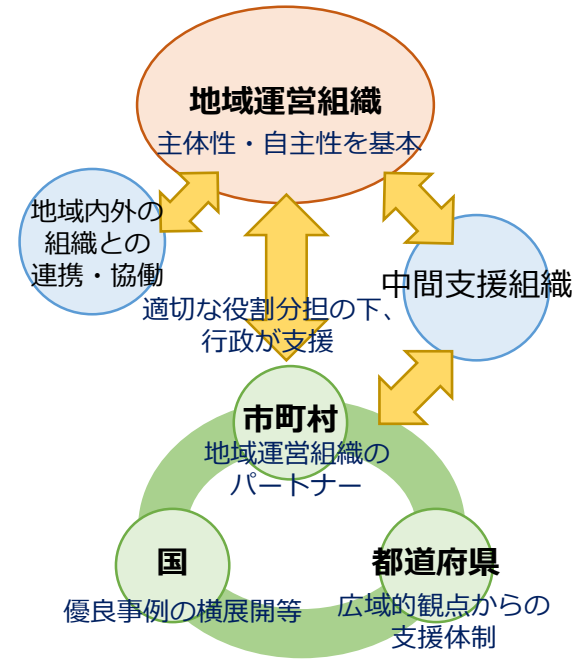
- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意
- 事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要
- 計画を立案・実践する中で、進捗状況と成果を確認し、事業の改善、効率化を図るサイクルの確立も重要



2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

(5) 行政の役割、中間支援組織や多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要
- 都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立が必要
- 国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要。また、地域運営組織の情報交換の場となる全国的なプラットフォームや、取組効果の「見える化」、優良事例の横展開を進めることが必要
- 行政による支援とともに中間支援組織による支援も期待。地域の実情に即して、中間支援組織の立上げや活動を行うための様々な支援も重要
- 地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要



(6) 都市部における取組

- 都市部においても、特に高度経済成長期に整備した住宅団地等において、人口減少・高齢化と生活サービスの減少は、中山間地域と同様の課題。地域運営組織の取組が進んでいる地域は、従来からの地域コミュニティが基盤
- 特定の地域の先駆的な取組を、行政が横展開する形で支援を行うことも重要
- 取組に要する費用が高い点や、収益事業につながる地域資源が乏しい点がある一方で、様々な職業経験を持った多種多様な人材がいることなど、中山間地域との取組条件の違いに留意
- 今後、急速な高齢化・人口減少に伴い、中山間地域と共通する点が多く、地域運営組織の活動状況について、知見を蓄積し、横展開を図ることが求められる

3. おわりに

- 国は、本報告の内容及び地域運営組織の重要性について、全国の地方公共団体への理解・普及と地域住民への意識啓発につなげていくことが重要
- 都道府県・市町村は、地方公共団体間や中間支援組織との協働により地域運営組織の育成を図ることが重要
- 地域運営組織の量的拡大と質的向上に向けた契機となることを期待

基本認識

- 地域の住民が主体となって「地域運営組織」を形成し、地域の課題解決に向けた取組みを行う様々な事例が全国的に拡大。都市部でも活発化。

(例:高齢者等の暮らしを支える活動、公的施設の管理、保育サービス・一時預かり等)

- 地域の良好な環境や地域の価値の維持・向上のため、地域の住民・事業主・地権者等が主体となった「エリアマネジメント」が各地で進められている。

(例:街並み規制・誘導、施設・公園等の管理、空地・空家の活用、防犯カメラやセキュリティシステム導入等)

課題

- エリアマネジメント、地域運営組織の活動の観点から、以下の意見、指摘がある。

➤ 現行の地縁型の法人制度について、地域運営組織の多様な活動実態を受けとめることができるよう、法人制度の見直しが必要。

➤ 中にはフリーライド可能な性質の活動があり、私的組織では費用負担を求める仕組みとして課題がある。

検討の方向性・今後の検討課題

- 「認可地縁団体制度」は、保有不動産等のトラブルを防止し、自治会等の活動をしやすくするために設けられた簡便な法人制度(H3地方自治法改正)。自治会、町内会等の「地縁による団体」が市町村長の認可により権利能力(法人格)を取得。

- 認可地縁団体の活動が制度創設時から変化し、幅広い活動が行われるようになってきていることを踏まえ、検討の方向性を提示。

- 設立目的は、現行制度で前提とされている不動産等の保有予定の有無にかかわらず、「地域的な共同活動」に拡大することを積極的に検討すべき。
- 代表者以外の役員への代表権付与について、導入は差し支えないとの意見の一方、簡便な制度であることを踏まえ運用で対応すべきとの意見あり。

- フリーライド可能な活動について費用負担を求める仕組みとしての地域自治組織の可能性について、今後の検討課題を整理。

地域運営組織の設立・運営に関する財政支援策

- 将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）を図る観点から、地域運営組織の持続的な運営等に必要な経費について地方財政措置を講じている。（平成28年度～）

令和元年度における地方財政措置

1. 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり【市町村】

(1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援に関する経費（運営交付金等）…普通交付税

（(2)と合計で標準団体で700万円）

- ② 形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ開催等）…特別交付税

（措置率1/2・財政力補正）

(2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み
（高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）
に係る所要の経費 } …普通交付税

※ (1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる（措置率1/2・財政力補正）

2. 地域運営組織の運営体制強化のため、収益事業の起業等に係る経費を支援【都道府県及び市町村】 （令和元年度から特別交付税措置）